

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 へい獣処理場等に関する法律施行細則
◇告示 土地改良区役員 の 退任及び就任
◇公告 齒科技工士試験の実施

規則

へい獣処理場等に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和三十一年十一月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第八十号

へい獣処理場等に関する法律施行細則

へい獣処理場等に関する法律施行細則（昭和二十三年十一月鳥取県規則第八十六号）の全部を改正する。

（へい獣取扱場外処理の許可申請書の様式）

第一条 へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号。以下「法」という。）第二条第一項但書の規定による許可の申請は、別記様式によらなければならない。

（管理者の届出）

第二条 法第三条および法第八条の規定による許可申請ならびに法第九条の規定による届出にはそれぞれ管理者の氏名および住所を記載しなければならない。

2 前項の規定により記載した管理者の氏名および住所を変更したときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公衆衛生上害を生ずる虞のある場所の指定）

第三条 法第四条第三号の規定による公衆衛生上害を生ずる虞のある場所は、名所、旧跡、公園、学校、病院その他多数人の集合する施設から一五〇メートル以内の地とする。

（へい獣処理場等について講ずべき措置）

第四条法 第五条、法第八条および法第九条の規定によ

り知事が定める衛生上必要な措置は次のとおりとする。

- 一 へい獣処理場等
 - イ 人畜共通伝染病によりへい死した獣畜を処理する場合には、消毒を完全に行うこと。
 - ロ へい獣、魚介類、鳥類の肉、骨、皮、臓器等ならびに動物の尿を運搬する容器および車輛は、使用後十分洗浄すること。
- 二 へい獣の解体を行うへい獣取扱場
 - イ へい獣は速やかに解体すること。
 - ロ 解体した肉、皮、骨および臓器等は速やかに化製場等に搬出すること。
- 三 へい獣の埋却を行うへい獣取扱場
 - イ 埋却する土坑の深さは、二メートル以上とする
 - ロ 埋却後六箇月間は発掘しないようにすること。
- 四 へい獣の焼却を行うへい獣取扱場
 - イ へい獣は速やかに焼却すること。
 - ロ 焼却は完全に行い、焼残りのないようにすること。

と。

- 五 化製場
 - イ 化製行為（乾燥を含む。）は化製室で行うこと。ただし、臭気の発散しない原料であつて、防虫および防水の設備が設けてある場合はこの限りでない。
 - ロ 著しい臭気を発散する原料および製品（半製品を含む）は、原料貯蔵室に保管すること。
 - 六 法第八条に規定する施設
 - イ 化製場に準ずること。
 - 七 法第九条に規定する施設
 - イ 動物のふんは汚物だめに貯蔵すること。
 - ロ 著しい臭気を発散する飼料の取扱、調理および貯蔵は、飼料取扱室で行うこと。
- （書類の經由）
- 第五条 法、へい獣処理場等に関する法律施行規則（昭和三年厚生省令第三十号）またはこの規則により知事に提出する書類は、正副三通とし、所轄保健所長を経

由しなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

へい獣取扱場外におけるへい獣の解体（埋却、焼却）許可申請書

- 一 申請者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
 - 二 へい獣の種類および数
 - 三 解体（埋却、焼却）しようとする場所およびその周囲一五〇メートル以内の見取図
 - 四 解体後の処置
 - 五 へい獣取扱場外で解体（埋却、焼却）を必要とする理由
- 右のとおりへい獣の解体（埋却、焼却）をしたいので、許可を受けたく、へい獣処理場等に関する法律第二条第一項ただし書の規定により申請します。
- 年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名

告 示

鳥取県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十一月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

敬岐村山上土地改良区

- | | | |
|----|-------|------------|
| 理事 | 山田 幸雄 | 八頭郡河原町大字山上 |
| " | 竹内 兼蔵 | " |
| " | 山田富士夫 | " |
| " | 小谷 銀蔵 | " |
| " | 下田 勇治 | " |

五千石井手土地改良区

理事	福田 繁治	西伯郡岸本町大字大殿
	長谷川知賢	
	堅口 知明	
	船橋 精	
	湯原 健	米子市諏訪
	建井 末治	
	生田 通天	
	長谷川雅夫	
	棚田時次郎	八幡
	末次 藤吉	
	藤原 重正	

坂長

丸山土地改良区

理事	柴田 栄治	西伯郡岸本町大字丸山
	坂口 頼惠	
	杉本 才壽	
	林原 満	
	林原 肇	
監事	柴田 嘉一	
	本田 忠夫	

吉長土地改良区

理事長	金川 薫	西伯郡岸本町大字吉長
-----	------	------------

就任した役員の名および住所
散岐村山上土地改良区

理事	神馬 篤重	
	後藤 雅章	
	勝部 惠	
	勝本 甫	
監事	大橋 武夫	
	勝部 壽弘	

八頭郡河原町大字山上

五千石井手土地改良区

理事	長谷川知賢	西伯郡岸本町大字大殿
	堅口 知明	
	杉原 亀実	
	湯原 寿夫	米子市諏訪
	建井 末治	
	生田 通天	
	長谷川雅夫	
	福本庄太郎	八幡
	藤原 長一	
	棚田時次郎	
	田辺 貞市	福市
	伊予 克巳	
	本田 豊	

坂長

監事	福田 良	西伯郡岸本町大字大殿
"	平木勘太郎	米子市八幡
"	本田 章晴	" 福市
丸山土地改良区		
理事長	柴田 榮治	西伯郡岸本町大字丸山
理事	小谷 益治	"
"	坂口 頼惠	"
"	西野 泰治	"
"	杉本 才壽	"
監事	柴田 嘉一	"
"	本田 忠夫	"
吉長土地改良区		
理事長	金川 薫	西伯郡岸本町大字吉長
理事	神馬 篤重	"
"	後藤 雅章	"
"	勝部 恵	"
"	勝本 甫	"
監事	大橋 武夫	"

公 告

勝部 寿弘

齒科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）附則第三条
 第一項の規定に基き、昭和三十一年度齒科技工士試験を
 次のとおり実施する。

昭和三十一年十一月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験日時

1 学説試験 昭和三十一年十二月二日午前九時三十分から午後三時三十分まで

2 実地試験 " 十二月三日、四日のうち
 一か一日午前九時三十分から午後四時まで（受験人員により実地試験日を延長することがある。）

二 試験場所

1 学説試験 鳥取県立鳥取西高等学校第一校舎
 （鳥取市東町）

- 2 実地試験 第一生命保険相互会社鳥取支社
 （鳥取市元魚町二丁目三八）
- 三 試験科目
 - 1 学説試験 歯牙解剖、有床義齒学、継続架工学、
 充てん学、矯正学、齒科理工学、関
 係法規
 - 2 実地試験 齒科技工実技
- 四 受験願書の受付期間
 昭和三十一年十一月十六日から十一月二十五日まで
- 五 受験資格
 - 1 厚生大臣の指定した齒科技工士養成所を卒業した者
 - 2 齒科医師国家試験又は齒科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - 3 外国の齒科技工学校若しくは齒科技工士養成所を卒業し、又は外国で齒科技工士の免許を受けた者で、
 厚生大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたる者

- 4 齒科技工法附則第二条第二項（特例技工士）に該当する者
- 六 提出書類
 - 1 受験願書（別記様式第一号）
 - 2 履歴書（別記様式第二号）
 - 3 受験資格を証する書類
 卒業証明書等受験資格の各号のうちいづれかに該当する者であることを証する書類。特例技工士にあつては証明書の写、ただし他の都道府県からの受験者は、その都道府県の発行した齒科技工法附則第二条第二項に該当することを証する書類
 - 4 写真
 手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シキ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの
 - 七 願書の提出先
 鳥取県衛生部衛生課（鳥取市東町）
 - 八 試験手数料

鳥取県収入証紙千五百円を願書上部余白にはること。
ただし、他府県からの受験者は現金又は普通爲替で納付してもよい。

九 携帯品

受験者は次のものを持参しなければならない。

1 学説試験

受験票、筆記用具、昼食及び次の模型、器具

2 実地試験

受験票、筆記用具、昼食及び次の模型、器具

(イ) 上下無歯顎石膏模型

外形線を前以て記入の上、咬合床及び歯提は予め
パラフィンワックスで作成し、咬合平面は彎曲を
作らず平面とし、なるべく解剖的(又は機能的)
咬合器に装着しておくこと。

(ロ) 上下有歯顎石膏模型(咬合器につけておくこと)

〔3〕……歯冠を削除し、無帯
環継続歯を作成する
場合の根管及び根面
形成をしておくこと

天然歯

〔6〕……支台歯形成をしてお
くこと
石膏模
型に埋
設する
もの
〔5〕……なるべく欠損のない

石膏歯〔6〕……欠歯の状態にしておくこと

(イ) 歯冠彫刻用石膏棒

一辺一、五センチメートル、長さ一〇センチメ
ートルの角柱二本

(ニ) 器具

彫刻刀、ワックススパチュラー、インレー形成器、
石膏刀、金冠鋏(曲直)デンチメートル、ラパボ
ール、石膏スパチュラ、線切パンチ、クラスプ用
鉗子、ピーソープライヤー、レイノルドプライヤ
ー、方頭鉗子、ピンバイズ、金属ヤスリ(平、甲
丸、細目)、技工用ピンセット、金槌、鉄鋤、メ
ロット鍋及びメロットメタル、ゴムリング、モル
デン、石松子(又は歯磨粉)、ツイタテ(アルコ
ールランプの風よけに使用するもので高さ約一五
センチメートル)、三脚(高さ約一五センチメー

一〇 その他

トル、乾燥用に使用する金網、新聞紙一枚その
他冠及びクラスプの製作に本人が必要と思うもの
1 受験票は、直接受験者に郵送して交付する。
2 実地試験の受験期日は、受験票で通知する。
3 受験者は、試験開始の三十分前に試験場所に到着
すること。

様式第一号

歯科技工士試験受験願書

本籍
住所
勤務場所

氏名
年 月 日生
歯科技工士試験を受けたいので関係書類を添えて出願致
します。

鳥取県知事

殿

様式第二号

履歴書

本籍
住所

氏名
年 月 日生

学歴
職歴
賞罰
右のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名